

「徳島県事業継続応援金」の創設に係る 危機管理調整費の活用について

新型コロナウイルス感染症の「第 6 波」に伴い、厳しい経営環境に直面している徳島県内の中小・小規模事業者（個人事業者を含む。）の事業継続を支援するため、危機管理調整費を活用し、県独自の支援金制度を実施する。

1. 給付対象者

県内に事業所を有する中小法人、個人事業者（フリーランスの方を含む）

2. 給付要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和 4 年 1 月または 2 月の売上が、平成 3 1 年 1 月以降の同じ月と比較して、
「30%以上」減少している事業者

3. 給付額

・給付額：

（「平成 3 1 年から令和 3 年まで」の任意の年の「1 月と 2 月」の売上合計）
－（令和 4 年 1 月または 2 月のいずれかの月の売上） × 2

・上 限：法 人 40 万円以内
個人事業者 20 万円以内

※ 国の「事業復活支援金」と併用可

4. 申請期間（予定）

令和 4 年 2 月 2 4 日（木）～令和 4 年 5 月 3 1 日（火）
（「電子申請」または「郵送申請」）

5. 危機管理調整費活用額 7 億 5, 000 万円

制度の創設及び当面の間、緊急的に制度を運用するための経費として活用